

西尾市小中学校等使用済 GIGA スクール端末等の売払いに関する質問と回答

No.	対象書類	頁数	質問事項		回答
1	しおり (仕様書)	9	質問内容	「小型家電リサイクル法の認定計画に基づく処分実績を十分に有していること」が受託条件となりますが、本件は端末の再使用を前提としている場合、認定計画に基づいた再使用の実績が必要となりますか。 具体的には国に提出している報告書「使用済小型電子機器等の再資源化の実施の状況の報告書」の「e)再使用を行った場合にあっては、再使用を行った小型電子機器等の全部又は一部の種類ごとの数量」が本件の台数を上回っている事業者のみが参加資格を有すると認識をしていますが、見解を教えてください。	本市では本案件の処分方法について、再使用又は再資源化のどちらかを前提に考えていることはありません。 再使用を想定した処分を見込んでいる場合については、お見込のとおりです。想定している処分方法に応じた処分実績が、本件処分台数を上回っていることを確認させていただきます。 再資源化の場合は重量のみで台数が不明な場合は処理台数（回収台数）が分かる書類を添付してください。
2	しおり (仕様書)	9	質問内容	情報漏洩防止の観点より、データ消去作業については再委託を禁止すべきと考えますがいかがでしょうか？ また、データ消去作業に係るスケジュール・品質管理・情報セキュリティ管理を適切に実施するため、発注者による現地確認、監査又は実地検査等を予定されている場合は、その実施時期についてご教示ください。	買受人の責任下において実施する一部の再委託について、妨げることはしません。 ただし、原則認定されている計画に基づく委託に限り、事前に本市に対し処分体制等を示し、承認を得る必要があります。 また、現地確認や実地検査等の実施は現時点で予定しておりません。データ消去の確認は「データ消去証明書（※仕様書に記載の書類名）」の提出をもって行いますが、本市が必要と認めた場合は、立入検査や追加報告を求める場合があります。

3	しおり (仕様書)	11	質問内容	11.処分方法 小型家電リサイクル法の認定計画に遵守した方法で処分を実施できると証明するため、以下の書類について入札申込時点で提出が必要となる理解でよろしいでしょうか？ ・直接回収の許可（認定計画の別紙1、2） ・再資源化の許可（認定計画の別紙1、3、4、5） ・再使用の許可（認定計画の別紙1、3、5、6） ・収集運搬事業者（認定計画の別紙7）	入札申込時点で提出が必要な書類についてはお見込みのとおりです。要件を満たしていることの証明については、認定計画内の記載がある部分を資料としてご提出ください。
4	しおり (仕様書)	13	質問内容	14.売却代金の振り込み 売却台数分の代金の振り込みをもって所有権が移転するという理解でよろしいでしょうか？ また、現状の想定では引き渡し時期は10月頃でしょうか？	お見込みのとおりです。 引き渡し時期は10月頃を想定しています。